

図書館サービスの基本を考える

図書館情報大学図書館情報学部 教授 薬袋 秀樹

1 公立図書館の現状

(1) 情勢認識の意義と方法

どのような仕事やサービスにおいても、置かれた環境を客観的に分析して周囲の情勢を認識すること、さらに、将来を予測することが必要である。

情勢認識や将来予測を行う際に注意すべきことがある。公立図書館には、自治体の財政や首長・幹部職員の理解の点で恵まれた図書館とそうでない図書館がある。公立図書館界のオピニオンリーダーとなるのは恵まれた図書館の館長や職員が多い。私は、これまで約30年間公立図書館にかかわってきたが、恵まれた立場にある人々がしばしば情勢認識を誤るのを目撃してきた。これらの人々は、恵まれた環境にいて自館の状況しか見る機会がないため、全国的な情勢の変化に気づかず改革の必要性を理解できないことがある。

特定の公立図書館にかかわることなく、全国の公立図書館全体を展望する方が、情勢を客観的に見ることができる。私は、遅れている図書館を含む全国的な情勢をもとに公立図書館に対してさまざまな改革の必要性を提起してきた。これに対して、恵まれた立場にある人々から、しばしば「今のやり方で実践してきた、これまで何も問題はなかった」「十分うまくいっていて、行政や議会からも評価されている」「うちは大丈夫だ」という意見があった。

しかし、私が見てきた限りでは、ある時は恵まれていた図書館でも、必ずしも本当の意味で「うまくいっている」わけではない。「うちは大丈夫だ」と言われたので、反論はしてこなかったが、5年から10年が経ってみると、「大丈夫」ではなくなっていることが多い。

(2) 公立図書館を取り巻く環境

まず日本の公立図書館が置かれている環境を考えたい。

・資料費の削減

資料費が削減される傾向があり、公立図書館の根幹が脅かされている。これは財政当局の公立図書館に対する認識や評価を示している。公立図書館界はこれに対してどう反論するのだろうか。資料費の基準や根拠を明確にする必要がある。

・司書の採用・配置の展望

一般に、図書館界では職員事情がよくないと言われている。『図書館雑誌』に職員事情は「かえって悪い方向に進み

つつある」と書かれているし(1)『みんなの図書館』でも「行政と議会の中に司書の必要性についての認識が薄く、司書否定の感情すら存在している」「市民のあいだにも、司書の必要性についての認識は根づいていない」と書かれている(2)。私はこれは悲観的過ぎる見方だと思う。全国的には数は多くないが、しばらく司書の採用を止めてきた自治体が徐々に司書の採用を行うケースがある。* こういう図書館では司書の資格だけでなく情報技術の活用能力が求められている。

これまで日本図書館協会は、司書職制度づくりの手がかりとして「図書館員の倫理綱領」を重視してきたが、現在の図書館界では、「図書館員の倫理綱領」に対する無関心が蔓延していることが指摘されている。「図書館員の倫理綱領」を重視する考え方に対する批判が倫理綱領の制定前からあったこと(3)を考慮すると、現在の事態はあらかじめ予想されたことであると考えられる。この問題についてはほとんど議論が行われていない。

・開館日、開館時間の拡大

一部の自治体では、最近新たに図書館の開館日・開館時間を拡大しようとしており、図書館がこれにどう対応するかが問題となっている。開館日・開館時間を増やすことによって専門的なサービスの体制が弱まる可能性がある。専門的なサービスの体制を充実させつつ、真に必要な範囲で開館日・開館時間の拡大に対処することが必要である。

・情報ネットワークの活用

1998年10月に生涯学習審議会社会教育分科審議会計画部会図書館専門委員会から「図書館の情報化の必要性とその推進方策について」という報告が発表され、このうちの外部データベースやインターネットの利用に伴う対価徴収をめぐる熱心な論議が行われている。しかし、その論議の内容は必ずしも十分掘り下げられてはいない。また、現在求められているのは、対価徴収の問題よりも公立図書館がこの分野でどのようなサービスを行うのかという問題である。

・地方分権への対応

1999年にいわゆる地方分権一括法による図書館法の改正が行われ、図書館法第13条第3項と公立図書館の最低基準が廃止された。これによって各地方自治体に対して司書有資格館長や司書職員の配置を義務づける規定はなくなってしまった。

図書館法第13条第3項の廃止を求める声が出てきた理由は、図書館長が司書の資格を取りにくい場合があったことである。ある自治体で図書館長が新館建設のために奮闘し、文部省補助金を受けて新館を建設することになった。ところが、その図書館長は大学卒でなかったため、司書資格を取るには数年必要であった。そこで補助金を受けるためにその館長は他へ異動し、司書資格を持つ管理職が館長に就任した例がある。こういう例があれば、第13条第3項を廃止

せよという声が出てきてもやむを得ない。問題はこれまで社会の実情に合わせた法改正が行われてこなかったことにある。地方分権政策の趣旨は、司書は必要ない、図書館長は司書資格を持つ必要がないというものではない。その点を誤解して悲観的な考え方を持たないようにしてほしい。このような状況に対応するために私は地方で司書資格を取得する機会の活用や増加が重要であることを指摘してきた。この問題については、公立図書館界でも教育部会などの養成側でもほとんど論議されていない。

・管理部門による図書館サービスの評価

現在、自治体の管理部門は図書館サービスをどのように評価しているのだろうか。これについて『図書館雑誌』に注目すべき記事がある(4)。埼玉県立浦和図書館の職員が、予算編成期になると、図書館は「本当にやらねばならない業務なのか」「過剰サービスではないか」と常に聞かれると語っている。埼玉県のような司書を配置している先進的な自治体でこのようなことが語られるのは重大な問題である。その人は「無理解と片づけてよいものか。同じ自治体で働く身内にも理解されていないか役立っていないからこそ出される言葉なのではないか」と述べている。

・出版・販売関係者の批判

最近目立つのは出版・販売関係者の公立図書館に対する批判である。従来、出版界は公立図書館の整備に期待してきたし、出版界と図書館界は協調してきた。ところが最近、公立図書館によるベストセラーの複本購入に対して出版・販売関係者や著作者の関係者から批判が出てきている。こういう現象は最近のものである。これに対して、公立図書館側では十分議論が行われているとは言えないし批判に対する回答も不十分である(5)。

(3) 情報源としての公立図書館に対する関心

近年、社会において情報源としての公立図書館に対する関心が強まっている。その一つの表れは『中央公論』に掲載されたニューヨーク公共図書館の紹介である(6)。これは海外の公立図書館のことであるが、日本の公立図書館を高く評価する意見が見られる。草野厚教授(慶応義塾大学)は『考える力を養う情報収集法』という本で図書館について2ページほど触れ、都立中央図書館をレファレンス機能に優れた図書館として次のように紹介している(7)。どのフロアも基本的に開架であるから、めざす図書を手にとって見ることができる。雑誌の創刊号からの索引目次が手に入る。週刊誌の種類が豊富で、バックナンバーが揃っている。地方紙、業界紙、政党機関誌などもあり、新聞の縮刷版も揃っている。したがって、卒論準備の大学生、研究者の卵、企業の調査室の人、ジャーナリストなど常連がいつも群がっている。さらによい点は、係りの人が資料に詳しくここで入手できない場合は、他の図書館を紹介してくれるので効率がよい。「つまりレファレンス(照会)機能がよく使われる図書

館ほど充実しているのだ。ライブラリアンと呼ばれる司書の能力も高い。」草野教授は修士論文も博士論文も都立中央図書館を使って書かれたそうである。これは、基本的に調査研究図書館としての評価である。ニューヨーク公共図書館と比べて規模の違いはあるが、蔵書の質やサービスの水準では海外の公立図書館に負けない図書館があると考えべきである。都立中央図書館以外にもこのようなレベルに達している図書館が府県立、市立、町村立にそれぞれあると思う。

2 公立図書館の改革の提言

私は、この数年次の点を提言してきた。

(1) 読書案内サービスの提起 [2, 3]

これは、図書の貸出に伴うレファレンス・サービスやリクエスト・サービスを、従来のように貸出カウンターで貸出の合間に受けるのではなく、専用のカウンターを置いて経験ある司書が対応しようとするものである。実施している図書館では、本の案内や本の相談という名称を用いている。これによって貸出業務のうちの読書案内業務を専門的業務として確立することができる。これは、図書館の専門的業務を明確にしようとするものである。

(2) 専門職員論の検討 [4-6]

日本図書館協会では、図書館員の問題調査研究委員会を設け、30年間にわたって専門職制度の確立のための努力を行ってきた。しかし、最初に述べたように事態はますます悪化していると言われている。このような現状では日本図書館協会と図書館員の問題調査研究委員会がこれまで主張してきたさまざまな見解が正しいかどうかを検討する必要がある。私は、これまで「図書館員の専門性とは何か(最終報告)」(1974)、「図書館員の倫理綱領」(1980)、司書の資質論などについて検討し、これらの理論が司書職制度の確立にはつながらないことを明らかにしてきた。しかし、図書館員の問題調査研究委員会はこれらの問題提起に対してほとんど答えようとしていないし他の人々もほとんど発言していない。

(3) 公立図書館の意義の提起 [1]

公立図書館に事務職が配置されることが増えたため大部分の公立図書館では司書と事務職が共存している。そのため各県や各地方自治体では初任者研修に力を入れている。初任者研修では、事務職の人々に公立図書館の仕事に対する関心や意欲を持ってもらうことが重要である。それには、図書館業務の意義や行政事務に対する独自性を十分理解してもらう必要がある。私は、多くの初任者研修での講義内容を「図書館はなぜ必要か」という短い文章にまとめた。これは公立図書館の意義の提案である。読書、生涯学習、調査研究、自治体行政、出版・情報流通、民主政治の6つの観点から公立図書館の必要性について論じている。

(4) 地方分権政策の評価 [7]

1999年にいわゆる地方分権一括法による図書館法の改正が行われ、図書館長の司書資格要件や公立図書館の最低基準が廃止された。このような環境の変化に対しては対応策を検討すべきであるが、図書館界では十分検討されていない。私は、解決策は地方における司書養成機会の活用と拡大にあると考えて対応策を提起してきた。

3 英米の公立図書館に対する評価

以上の4点について検討してきたが、その根底にある日本の公立図書館の根本的な問題点を明らかにしたい。それには英米の公立図書館に対する評価を考える必要がある。日本の公立図書館を考えるに当たっては、英米や北欧の公立図書館がモデルとなってきた。日本では、英米や北欧の公立図書館がさまざまな形で紹介され、それと対比して日本の公立図書館の後進性が語られてきた。現在も英米の公立図書館と日本の公立図書館を比較し、日本における民間委託や専門職制度の後退を挙げ、社会や行政の無理解を嘆くといった論調が広く見られる。

しかし、果たしてこのような議論は論理的な議論なのだろうか。日本では英米の公立図書館をどうとらえてきたのか、あるいはどうとらえるべきかについて改めて考えてみたい。

(1) 英米の公立図書館の総合評価

日本人から見た英米の社会における公立図書館と専門職員に対する評価は、一般に次のようなものであろう。社会は公立図書館と専門職員を高く評価しており、その内容はほぼ次の2点に要約できる。

1. 公立図書館は市民生活に不可欠な存在として重視されている。
2. 専門職員は図書館に不可欠な存在で、専門職として評価されている。

このような公立図書館と専門職員に対する評価は、日本においても実現されるべきモデルや理想としてとらえられてきた。しかし、長年にわたる図書館界の努力にもかかわらず、日本の事実はそうならないため国や地方自治体の行政の無理解が批判されてきたのである。

(2) 英米と日本の公立図書館の特徴

しかし、上記の総論に対して各論に当たる英米の公立図書館の実務や専門職員の個々の実践に対する評価では様相は異なっている。英米と日本の公立図書館の特徴は次のとおりである。

・英米の公立図書館の特徴

1. レファレンス・デスクの設置

一般に、どんなに小さな図書館でも貸出カウンターとは別にレファレンスサービスのためのカウンターがあると言われている。

2. 専門的業務と非専門的業務の分離

英米では、専門職員は専門的職務を担当し、非専門職員は非専門的職務を担当し業務内容が明確に区別されている。専門職員が単純な仕事をすることはない。

・日本の公立図書館の特徴

1. 英米の公立図書館なら必ずある、レファレンス・デスクがないことが多い。貸出カウンターで質問を受けることが多い。
2. せっかく専門的職員として採用された司書が、英米のライブラリアンなら行わない非専門的な仕事を行うことが多い。

このほかに、3. 専門的業務や専門的知識を明確化せずに倫理綱領を唱えていること。4. レファレンスサービスを重視していないことの2点がある。英米の公立図書館と日本の公立図書館ではこの4つの点が異なる。この4点は、私がこの間提起してきた点である。これだけでも日本と英米の公立図書館はずいぶん大きな違いがあることになる。

(3) 英米と日本の公立図書館の個別評価

この4点について、日本の図書館運動を担っている図書館職員は、日本の現実を肯定し英米の公立図書館の実務や実践に疑問を示すことが多い。総論に当たる総合評価では、英米の公立図書館がモデルとなっているにもかかわらず各論に当たる個別の実務や実践の評価では、英米の公立図書館の現実がいとも簡単に否定され日本の公立図書館の特殊性が肯定されているのである。日本の図書館界では、上記の総論と各論に対して態度が異なり、総論には賛成であるが各論には反対している。しかし、英米における公立図書館に対する高い評価は、各論に当たる実務や実践が行われているからこそ得られているのではないだろうか。日本の公立図書館が英米の公立図書館のような評価を得るには、同じような実務や実践を行う必要がある。総論では英米の公立図書館を目標としながら、各論では英米の公立図書館の実務をいとも安易に否定するのは論理矛盾である。これはきわめて単純明快な論理である。しかし、これまでこの点についてはほとんど論じられてこなかった。現場の図書館職員や図書館運動に都合の良い部分だけが紹介されてきたのである。

4 アメリカの公立図書館の特徴

日本と英米の公立図書館の違いは先に挙げた点だけではない。もっと具体的な点でも相違がある。次に、アメリカの公立図書館のもう一つの特徴を考える。

(1) 雑誌の重視

・雑誌のタイトル数と所蔵期間

日本の公立図書館の資料の最大の問題は、資料における雑誌の比重が小さいことである。都立中央図書館を初めとする大規模な図書館は、購入雑誌のタイトル数が多く雑誌

のバックナンバーも提供している。しかし、日本の中小公立図書館では購入雑誌のタイトル数が少なく、バックナンバーが非常に少ない。根本彰氏（東京大学）が報告しているアメリカの公立図書館では人口10万人の都市で蔵書40万冊、雑誌700タイトルである（8）。40万冊の蔵書は日本の同じ人口の都市のトップレベルの図書館よりもやや少ない。しかし、購入雑誌は日本では最高で400タイトル位である。バックナンバーは、アメリカでは過去5年分が開架され、さらにそれ以前の分が現物ないしマイクロ形態で保存されている。バックナンバーをマイクロ形態で保存できるのはアメリカでは雑誌のバックナンバーをマイクロ形態で販売しているからである。したがってアメリカの公立図書館は、人口10万人の都市の中央館でも日本の中規模の県立図書館程度の雑誌のコレクション、バックナンバーを持っているのである。

・公立図書館のための雑誌記事索引

さらにアメリカには、その雑誌の掲載記事を検索するための Readers' Guide to Periodical Literature という雑誌記事索引がある。略称で Readers' Guide と呼ばれている。これは、中小規模の図書館が購読している雑誌約200タイトルを収録しており、その記事が件名から検索できる。収録雑誌は市民が日常生活の中で読む雑誌であるから市民の日常生活に関する雑誌記事が検索できる。したがって、アメリカの公立図書館のレファレンスサービスでは Readers' Guide と雑誌のマイクロフィルムを案内することによって多くの質問を解決することができる。ここが日米のレファレンスサービスの違いである。21世紀を迎えるにあたりこれまでの日本の公立図書館の図書中心の蔵書構成を考え直してみるべきではないだろうか。蔵書の半分位を雑誌に充て、その内容を検索できるツールを確保することを考える必要がある。これは十分可能である。雑誌のバックナンバーは出版社がCD-ROM形態で出版すれば収集は容易であるし、書庫も必要ないからである。検索ツールもオンラインやCD-ROM形態で提供することができる。オンラインジャーナルも考えられる。日本の公立図書館は、情報技術を活用することによってもっと多くの雑誌を提供することを検討する必要がある。

(2) 政府刊行物の寄託図書館制度

アメリカの公立図書館にあり日本の公立図書館にないもう一つの資料は、政府刊行物の寄託コレクションである。これは政府刊行物の寄託図書館制度で、人口5万人程度の都市にある図書館（公立または大学）には必ず政府と州政府の主要刊行物が提供されている [8]。今後は、インターネットで提供する方向に変わっていくようである。日本の公立図書館ではそのような資料を自分で収集する必要があるためアメリカに比べて政府刊行物の収集が不十分であった。今後、政府刊行物の内容がインターネットによって入手できるようになれば日本の公立図書館でも十分提供できるようにな

ると思われる。以上の点から、アメリカの公立図書館にあって日本の公立図書館にないものは雑誌のバックナンバーと政府刊行物であることがわかる。

(3) 広域ネットワーク

アメリカでは、1960年代に各州の図書館政策にもとづいて、公立図書館からなる広域の協力組織である協同図書館システムが形成され、公立図書館の運営主体の規模が拡大されている。これによって小規模な自治体の図書館でも、少なくとも中規模程度の自治体のレベルの図書館サービスを提供することができる。

(4) 日米の公立図書館の相違

以上のように日本の公立図書館とアメリカの公立図書館は実体はかなり異なっている。名称を翻訳すれば、同じ「公立図書館」であるがその実体はかなり異なっているのである。この点を考えると日米の社会において公立図書館や専門的職員に対する評価が異なることも理解できるのではないだろうか。

5 日本の公立図書館運営の問題点

このように日米の公立図書館では実体が異なる面がある。日本の公立図書館は図書中心であり、そのままではアメリカの公立図書館のようなレファレンスサービスや調査研究的利用に応えるサービスは困難である。

(1) 図書中心の問題点

日本の公立図書館サービスは図書中心である。図書と雑誌を比較してみよう。第一に図書は、個人の著書が多く特定個人の考えのみを掲載している。また、テーマが限定されるものが多い。雑誌は、さまざまなテーマについて異なる意見を持つ多くの人々が記事を書いているため、図書よりもはるかに多様な情報や意見を掲載している。第二に、図書は多様な内容を整理して書くため教科書的になりがちである。雑誌記事は、その時の状況に対応して書かれるため具体的な事実やデータが紹介され、生き生きとした内容であることが多い。第三に、図書は個人にも入手しやすい。発売後しばらくすると文庫で発売され少し古いものは新古書店や古書店で入手できる。図書館以外に入手できる機会が多い。雑誌のバックナンバーは書店では販売されておらず一般には入手できず、図書館でしか入手できない。市民の関心の対象となるさまざまなテーマについて多様な見解を提供する点で、雑誌に注目する必要がある。日本の公立図書館の評価が外国の公立図書館ほど高くない理由の一つは図書中心であることにありと思われる。

(2) 調査研究用資料—専門書と雑誌—

・専門書の性質

日本では、調査研究的利用を重視すると専門書を重点的に収集することが多い。専門書を重視すると価格の高い分厚い専門書が書架に並ぶ。しかし、その場合は貸出冊数が減

少し、図書館の評価が低下する可能性が生ずる。日本では貸出冊数を伸ばすことを重視すると、調査研究目的に応えられなくなり調査研究目的で専門書を収集すると、貸出冊数が減少するというジレンマがある。このような貸出冊数の減少は利用者の立場からは当然である。専門書には次のような性質があるからである。第一に内容が古いことである。専門書は雑誌論文を集めたもの、ないしは雑誌論文をもとに書かれたものであるから出版までに年月がかかり内容が古くなることが多い。第二に内容が専門的であるため著者とテーマが限定されることである。きわめて狭いテーマに関する特定の著者の考えを示すものであることが多い。したがって、あまり多くの人々にアピールする内容ではないことが多い。第三に固有の体系を持った分厚い本であるため読みにくく、読むのに時間がかかる。貸出期間中に読み終えるのは難しい。第四に翻訳ないしは外国の学説あるいは外国事情に関する内容であることが多い。日本の市民生活には重要でないテーマも少なくない。

・雑誌の性質

公立図書館が専門書を収集しても貸出冊数が少ないのは当然である。では、市民による調査研究の利用のためにどのような資料を収集すべきだろうか。収集すべき資料として雑誌が考えられる。雑誌、特に専門的な雑誌は専門書とは異なる次のような性質を持っている。第一に内容が新しいことである。雑誌はもともと最新情報を提供するためのものであるから記事や論文の内容が新しい。第二に内容は専門的であっても著者とテーマは多様である。一つのテーマに関しても多くの著者の考えを収録している。したがって、様々な立場に立ち考え方の異なる多くの人々にアピールし、多くの人に読まれる。第三に雑誌そのものが分厚い場合でも個々の記事は短く、それぞれの体系で書かれているため読みやすい。読むのに時間を要しない。第四に日本の現実に関する、あるいは日本の現実を踏まえた記事がほとんどである。

(3) 調査研究用資料の提供

・雑誌提供の困難

だからと言って日本の公立図書館でアメリカと同様に雑誌を提供することは容易ではない。アメリカには立場を超えて圧倒的多数の国民に読まれている国民的雑誌と呼ばれる雑誌がある。しかし、日本では、雑誌は政治的立場や新聞社・出版社によって系列化されているため国民的に読まれる雑誌は少ない。立場を越えて利用される専門雑誌がない分野もある。したがって、公立図書館による収集雑誌の選択やデータベース会社による雑誌記事索引の収録雑誌の選択は容易ではなく公立図書館向けの雑誌記事索引の編集は困難である。

・評価基準としての貸出冊数

現在、日本の公立図書館のサービスの主な評価基準は図

書の貸出冊数であるからその評価基準を満たすには貸出冊数を増やす必要がある。そのためには、確実に借りられる図書を収集しなければならない。確実に借りられる図書とは利用者が最も多く、また強く求める図書であるからその中心はベストセラーにならざるを得ない。

(4) 日本の公立図書館像の克服

最近の日本の新聞記事を見ると日本のマスコミには公立図書館に対する一定のイメージがあるのではないかと思われる。それは貸出中心で、明るく楽しく親しみやすく利用者の日常的な要求を尊重する施設である。資料は図書と新刊雑誌中心で、注目される資料は小説、エッセイ、ベストセラー、マンガなどである。専門的な要求よりは利用者の日常的な要求を尊重する。そして、日常的な要求には何でも応えるという姿勢を取っている。これは冒頭で紹介した都立中央図書館に対する評価の対極に位置するものである。マスコミはそのような点に注目して一つのタイプを作り上げている。

このような図書館の設置目的はどのようなものだろうか。公立図書館側は自らの設置目的として資料提供を挙げ、最終的な目的として知る権利の保障を挙げている。しかし、ここでの知る権利の保障とは情報公開等という知る権利の保障とは異なる。利用者の要求を評価や判断をせず受け入れ、すべてを提供するように努めるというものである。このため利用者の要求のうち数の多い要求を重視することになり、結果として常連利用者の日常的な要求を重視することになる。これは、日本の公立図書館の平均的な姿ではない。日本の公立図書館はレファレンスサービスを行なっているし、雑誌のバックナンバーや政府刊行物も提供している。しかし、雑誌のタイトル数は多いとはいえ、バックナンバーはほとんど入手できない。サービス面では貸出中心であり、レファレンス・サービスは不十分である。マスコミが誤解してもやむを得ないだろう。私は、このイメージのような図書館を日本的公立図書館像と呼んでいる。このようなマスコミの持つイメージを変えていく必要がある。これまでは日本の公立図書館像がプラスの方向で作用してきたが、あまりにそこだけが強調されてきたため公立図書館の持つ機能が正しく理解されなくなった。特にこの数年は、そういう点だけが注目されている。

6 日米の公立図書館の比較と今後の指針

日本とアメリカの公立図書館を比較するためにいくつかの基準を用意した。次の点で日本とアメリカの公立図書館を比べてみよう。

(1) 日米の公立図書館の比較評価

・資料・情報提供能力はどちらが高いか？

雑誌のタイトル数が多く、バックナンバーを提供でき雑誌記事を検索することができる点でアメリカの方がはるか

に能力が高い。

・市民が満足できる資料・情報提供に必要な図書館の規模はどちらが大きいのか？

よく利用される雑誌のバックナンバーがマイクロフィルム形態で収集・保存できる点で資料保存はアメリカの方がはるかに効率的である。したがって、アメリカの方が小さい規模の図書館で同じ資料・情報を提供することができる。

・レファレンスサービスの能率はどちらが高いか？ 資料・情報の提供コストはどちらが高いか？

レファレンスサービス専用のデスクがあり、雑誌記事索引があるので、それを利用すれば市民の生活や関心に関する雑誌記事を容易に見つけることができる。アメリカの方が能率が高く、コストが低い。

・市民・行政・マスコミは、図書館のサービス・専門職員のサービスを理解しているか？

アメリカの方が理解があることは明らかである。

(2) 日本の公立図書館の任務

・雑誌の重視

都立中央図書館や大阪市立中央図書館のような大規模図書館は、雑誌を図書と同じレベルで提供している。アメリカの公立図書館のように図書と雑誌のバランスが取れている。問題は中小規模の公立図書館である。これらの図書館では雑誌のバックナンバーの保存がきわめて少ない。中小規模の図書館の雑誌の収集、保存を改善すべきである。また、雑誌記事の検索について関連業界と協力して取り組む必要がある。

・図書館運営の合理化

日本の公立図書館は、アメリカの公立図書館に比べて一般的に遅れている。しかし、問題はそれだけではない。雑誌のバックナンバーのマイクロ形態での出版や公立図書館向けの雑誌記事索引の出版に見られるように、日本では公立図書館を支える社会的基盤がアメリカよりもはるかに弱体である。したがって、日本の公立図書館は、まず現有の資源でアメリカの公立図書館と同じサービスを提供するよう努めなければならない。それだけでなく、公立図書館の専門的サービスが社会や利用者に理解されるように努めること、図書館運営を合理化してコスト削減に努めること、この2点に関してアメリカ以上に努力しなければならない。また、図書館の運営規模の拡大に努める必要がある。具体的な課題として次の5点を挙げておきたい。

1. 本の案内、レファレンスサービスなどの専門的サービスを具体的な形で実施すること（相談・案内カウンターの設置）
2. 非専門的業務の非専門的職員による担当や機械化による省力化によって図書館運営を合理化すること
3. 調査研究的利用のニーズを把握し、専門雑誌の提供などそれに対するサービスを充実すること

4. 広域・地域の協力組織によって図書館運営の規模を拡大すること

5. 図書館の意義に関する研究を行い、その普及に努めること

注・参考文献

- (1) 久保輝巳「「倫理綱領」制定20年」『図書館雑誌』94(7), 2000.7, p. 474-475.
- (2) 伊藤峻「「NPOと図書館」に関するいくつかの問題と図書館の業務分析について」『みんなの図書館』281号, 2000.9, p. 61-72.
- (3) 石塚栄二「市民に対する誓約としての綱領を」『図書館雑誌』67(6), 1973.6, p. 249.
- (4) 大久保範夫「図書館員の本棚 貸出と案内の技法／植田喜久次著」『図書館雑誌』94(4), 2000.4, p. 270.
- (5) 「公共図書館の現状見据えた論議をー『新文化』記事への見解示す」『図書館雑誌』94(6), 2000.6, p. 398.
- (6) 菅谷明子「進化するニューヨーク公共図書館」『中央公論』114(8), 1999.8, p. 270-281.
- (7) 草野厚『考える力を養う情報収集法』太陽企画出版, 1999, p. 194-201.
- (8) 根本彰「日米の公共図書館の違いとは(2.)」『みんなの図書館』143号, 1989.4, p. 46-62, 144号, 1989.5, p. 66-75, 145号, 1989.6, p. 63-71.

関連著作（葉袋）

- [1] 「図書館はなぜ必要か」『知の銀河系1本と情報の世界』図書館情報大学, 1998, p. 101-144. 定価300円
- [2] 「読書案内サービスの必要性<公共図書館改革の提言・1>」(前編)(後編)『図書館雑誌』88(6), 1994.6, p. 401-405; 88(7), 1994.7, p. 477-481.
- [3] 「読書案内はなぜ必要か」『現代の図書館』34(1), 1996.3, p. 32-39.
- [4] 「日本図書館協会図書館員の問題調査研究委員会「図書館員の専門性とは何か(最終報告)」(1974)の批判的考察」『図書館学会年報』41(1), 1995.3, p. 1-16.
- [5] 「日本図書館協会「図書館員の倫理綱領」(1980)に関する考察」『図書館学会年報』42(1), 1996.3, p. 32-48.
- [6] 「公立図書館司書に必要な基礎的能力ー司書の資質論から」『図書館界』50(5), 1999.1, p. 224-238.
- [7] 「地方分権推進委員会の勧告と図書館界の課題」『図書館雑誌』92(5), 1998.5, p. 372-375